

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」(令和4年度分) の申請を受け付けています

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、真に生活に困っている方々への支援措置強化として、令和3年度から実施している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、制度が拡充されました。

【給付対象者(給付要件)】

(1)住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点において国内のいずれかの市町村に住民登録があった方が世帯主となっている世帯で、その世帯全員(令和4年6月1日時点の住民基本台帳による)の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、次に該当する世帯は対象外です。

- ・令和3年度分の本給付金の給付対象(受給済)世帯(未申請・受取拒否の世帯を含む)
- ・課税されるべき所得があるにも関わらず未申告となっている方のいる世帯
- ・課税者の扶養となっている方のみの世帯(死別・離婚等の場合を除く)
- ・租税条約の適用により非課税となっている方がいる世帯 など

(2)家計急変世帯

令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯員全員の1年間の収入(所得)見込額が(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【給付額】 1世帯あたり10万円

※1世帯あたり1回限りです。また、(1)、(2)を重複して受給することはできません。

【手続方法】

(1)住民税非課税世帯

給付対象と見込まれる方に対して、支給要件確認書または申請書を送付していますので、必要事項の記入および必要書類を確認の上、10月18日(火)までに返送してください。

(2)家計急変世帯

給付を受けようとする方は、申請日時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要です。

申請には、収入額のわかるもの(給与明細書、帳簿など)の添付が必要になります。申請様式は、町HPにてダウンロードしていただくか、役場窓口にてお受け取りください。

【問い合わせ先・給付金の確認(申請)書の提出先】 住民生活課社会係 ☎0137-62-2112

児童扶養手当・特別 児童扶養手当現況届 の提出について

【児童扶養手当】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育する家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。障害年金受給者の配偶者も該当になることがあります。

【現況届の提出期限】

郵送された書類を確認し、8月31日(水)までに現況届を提出してください。提出が遅れた場合は1月の支給日に手当を受け取ることができません。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を、家庭において養育している方へ支給される手当です。障がいの程度によって1級と2級に分けられます。

【所得状況届の提出期間】

郵送された書類を確認し、

8月12日(金)～9月12日(月)の間に提出してください。

提出が遅れた場合は11月の支給日に手当を受け取ることができません。

【その他】

各制度の詳しい内容については、町HPまたは左記まで問い合わせください。

【提出先窓口】

- ・住民生活課児童係
- ・熊石総合支所 住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112

障害のある方々の
就労を叶えます

実績多し!!

仕事
決まったよ!

今すぐお電話を!

0138-83-8018
080-1896-1077

jobsp.hirano@gmail.com

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない
方もお気軽にご相談ください。

障害者就労移行支援事業所
国館市深堀町1-7
ジョブシード 検査

町内で訓練してます